に与える影響等を考慮して政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、推進法第一一条第三項の規定により納付すべき又は既に納付された化石燃料賦課金を減額し、又は還付することとした。（第一五条関係）

(四) 化石燃料採取者等の届出

化石燃料採取者等（採取受託者を含み、採取委託者を除く。）は、原油等を採取し、又は保税地域から引き取ろうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 原油等の採取又は保税地域からの引取りを開始しようとする年月日

(3) 原油等の採取をする場合にあっては、原油等の採取場の名称及び所在地

(4) 採取受託者にあっては、当該採取受託者に原油等の採取の委託をした採取委託者に係る(1)に掲げる事項（第一六条関係）

(五) 化石燃料賦課金の納付等

(1) 化石燃料採取者等は、政令で定めるところにより、化石燃料賦課金の額その他の経済産業省令で定める事項を記載した申告書を、原油等の採取又は保税地域からの引取りをした日の属する月の翌月末日（原油等を保税地域から引き取る者であって化石燃料賦課金の納付が確実なものとして政令で定めるところにより経済産業大臣の承認を受けた者以外の者にあっては、その引取りの時）までに経済産業大臣に提出しなければならないこととした。（第一八条第一項関係）

(2) (1)の申告書を提出した化石燃料採取者等は、(1)の申告に係る額の化石燃料賦課金を、(1)の申告書の提出期限までに政府に納付しなければならないこととした。（第一八条第二項関係）

(3) 経済産業大臣は、化石燃料採取者等が(1)の申告書の提出期限までに(1)の申告書を提出しないとき、又は(1)の申告書に経済産業省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、化石燃料賦課金の額を決定し、これを当該化石燃料採取者等に通知することとした。（第一八条第四項関係）

3

(一) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て等

脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針

(1) 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠（事業者の生産、輸送その他の事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（以下この3及び5において「二酸化炭素の排出量」という。）に相当する枠であって、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。以下同じ。）の割当ての実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めることとした。（第三二条第一項関係）

(2) 実施指針においては、次に掲げる事項について定めることとした。

イ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに関する基本的事項

ロ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法に関する事項

ハ 排出目標量（二酸化炭素の排出量の目標をいう。以下同じ。）の設定及び排出実績量（二酸化炭素の排出量の実績をいう。以下同じ。）の算定に係る適正な計量の実施その他これらの設定及び算定の方法に関する事項

ニ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する次に掲げる事項

(イ) 重点的に投資を促進する主務省令で定める事業分野に関する事項

(ロ) (イ)に定める事業分野に属する事業活動のうち、投資の促進を通じて二酸化炭素の排出量を削減することが当該事業分野の産業競争力の強化にとって特に効果的であると認められるものとして主務省令で定める事業活動に関する事項

(ハ) 新たな投資に資する研究及び技術開発に関する事項

(ニ) 投資に係る指標、基準等の策定その他の投資環境の整備に関する事項

ホ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき次に掲げる事項

(イ) 事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項

(ロ) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項（第三二条第二項関係）

(二) 届出

(1) その行う事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量（政令で定めるところにより算定される当該年度（四月一日から翌年三月三一日までをいう。以下同じ。）の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量を平均した量をいう。以下同じ。）が政令で定める量以上である事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。

イ 名称、代表者の氏名及び本店等（本店又は主たる事務所をいう。以下同じ。）の所在地（その者が個人である場合にあっては、氏名及び住所。以下同じ。）

ロ その属する事業分野及び当該事業活動の内容

ハ 二酸化炭素の年度平均排出量

ニ 当該年度における排出目標量及びその設定の基礎となる事項

ホ その他経済産業省令で定める事項（第三三条第一項関係）

(2) (1)の規定による届出をしようとする事業者は、当該届出に係る排出目標量が政令で定める方法により適切に設定されていることについて、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、4の(二)の規定により経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）の確認を受けなければならないこととした。（第三三条第二項関係）

(三) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て

(1) 経済産業大臣は、(二)の(1)の規定による届出の内容が実施指針に照らして適切なものであると認めるときは、当該届出をした事業者（以下この3、5及び6において「脱炭素成長型投資事業者」という。）に対し、当該届出に係る排出目標量を基礎として、(一)の(2)のホに掲げる事項を勘案して、脱炭素成長型投資事業者排出枠を無償で割り当てることとした。（第三四条第一項関係）

(2) (1)の規定による割当ては、法人等保有口座（(二)の(1)に規定する法人等保有口座をいう。(五)の(3)及び(六)において同じ。）に脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録をすることにより行うこととした。（第三四条第三項関係）

(3) 経済産業大臣は、(2)の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録をしたときは、その旨を当該脱炭素成長型投資事業者に通知することとした。（第三四条第四項関係）

(四) 排出実績量の報告等

(1) 脱炭素成長型投資事業者は、経済産業省令で定めるところにより、(三)の(1)の規定による脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る年度（以下「割当年度」という。）の翌年度において、割当年度における排出実績量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣、環境大臣及び当該脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならないこととした。（第三五条第一項関係）

(2) 脱炭素成長型投資事業者は、(1)の規定による報告に係る排出実績量が政令で定める方法により適切に算定されていることについて、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、登録確認機関の確認を受けなければならないこととした。（第三五条第二項関係）